

### 子どもの遊び場について

徳野 涼 議員

○公園でボール遊びが禁止されている理由を伺います。

○公園は不特定多数の方が利用する遊びの場、休息の場、災害時の避難所など多様な役割を持った施設です。ボールを使用することで、他の利用者者と接触し、けがをしたり、近隣住宅へボールが侵入する恐れがあるなど、様々な方が安全に利用できることを総合的に勘案し、ボール遊びを原

### 新型コロナウイルス感染症対策に関する公共施設の衛生管理について

伊福 幸一 議員

○公共施設利用再開後の衛生管理について伺います。

○5月26日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除に伴う公共施設開館の方針を策定し、利用者向けのお知らせ及び職員向けマニュアル等を作成し、開館に向けて準備を進めてきました。6月1日の開館に合わせ、感染症防止対策を含め、利用団体への個別連絡を行ったほか、広報かまがや等に掲載し、利用者へ周知しました。

### 新型コロナウイルス感染症対策について

芝田 裕美 議員

○イベント開催の基本方針と開催基準について伺います。

○市主催のイベントで、不特定多数の参加がある等により管理が困難なものは、令和2年12月末日まで原則中止、延期としました。市以外の団体等が主催する場合においても、同様の対応について協力を要請します。

また、開催基準は、おおむね3週間ごと、段階的に規模

どの利用をお願いしていきます。

○小学校の校庭を個人向けに開放する個人開放事業について、開放日の増加を検討できないか伺います。

○関係部署と十分な協議調整が必要となるため、直ちに日数を増やすのは困難ですが、今後も引き続き各小学校の協力を得ながら事業を実施し、子どもたちが安心して遊べる場の確保に努めていきます。



等々の接触部分に抗菌コートを実施する計画はありますか。

○これまで学校での施工実績は無いため、効果はわかりませんが、施工事例を検証するなど、抗菌コートについて調査及び研究をしていきたいと考えています。



レバー式水栓 (鎌ヶ谷小学校)

○リナなどの利用可能人数はどの程度になりますか。

○さらにホールは、席数の3分の1の180名を利用可能人数としています。福太郎アリーナは、激しい運動を行う場合、アリーナは130名、観客席は、アリーナからの移動者も見込まれることから、席数の3分の1の50%の200名としています。また、成人式等スポーツ以外のイベントでは、アリーナは50名、観客席は席数の3分の1を基準に40名としています。

### 私道寄付に関する測量費等助成金について

針貝 和幸 議員

○私道寄付の測量費等助成金の概要について伺います。

○測量費用等を助成している従前の制度は平成26年度に廃止しましたが、本市における道路行政の発展に資することを目的に、令和2年4月1日から寄付希望者が負担する道路用地などの測量費用及び分筆登記に必要な図面の作成費用を助成する制度の運用を開始しました。助成金額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、申請者ごとに15万円を上限とします。

○私道の受入れ条件は従来の要件が適用されますか。

○今回の助成制度は、従来の要件と変更はなく、受入れの要件は従来のもと同様です。



### 児童虐待について

葛山 繁隆 議員

○児童虐待の定義と本市における児童虐待の相談件数について伺います。

○児童虐待とは、保護者等その監護する児童に対して行う行為として、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待の4つの類型で定義されています。過去5年間の児童虐待の相談受付件数は、平成27年度114件、平成28年度133件、平成29年度192件、平成30年度27件、令和元年度265件と増加傾向にあります。

○児童虐待の相談件数が増加している状況で、本市の対応強化への取り組みについて伺います。

○児童虐待への対応については、職員を増員するなど体制強化を図るとともに、関係



### 新型コロナウイルス感染症に係る子育て施策について

富田 信恵 議員

○学校休校中や再開時の特別支援が必要な児童生徒への対応について伺います。

○休校中は個々の支援計画に基づいた支援を行うほか、児童生徒や保護者等とのコミュニケーションを積極的に図り、家庭などでの状況を定期的に把握することに努めました。

再開時は文部科学省から示されたマニュアルやQ&Aに準じ、対応してきました。その上で、児童生徒の障がいのある

### 新型コロナウイルス感染症の対策について

松澤 武人 議員

○新型コロナウイルス感染症の影響により、減収した世帯への減免や、納付が困難となった納税者に対する徴収猶予の特例について伺います。

○減収となった世帯の市税の減免については、鎌ヶ谷市税条例に減免の対象要件を規定しており、生活保護受給者などがその対象です。

また、納付が困難となった納税者に対する徴収猶予の特例は、令和2年4月30日の地方税法の改正により設けられ、令和2年2月以降の一定期間において、給与や企業の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少し、一どきに納付することが困難である納税者が対象となります。従来の制度と異なる点は、高額の猶予をする場合に必要な担保の提供が、特例措置では必要ない

### 新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下における自然災害対策について

佐藤 剛 議員

○新型コロナウイルス感染症対策に留意した、本市の避難所運営方針の概要について伺います。

○国などからの通知に基づき、新型コロナウイルスなどの感染症対策に万全を期すため、避難所及び自主避難用の一時滞在施設の開設等の内容を定めるもので、避難施設に関することや避難所などでの感染症対策、自宅、親戚、友

○学習用端末の配備に向けた取り組みを伺います。

○国からの補助金を活用し、今年度中での児童生徒一人一台端末の実現と大容量高速ネットワーク化の工事を行っています。また、今後モバイルやクラウドを積極的に活用し、活用や市独自の助成制度を検討していきます。



こと、また猶予期間中の延滞金が免除されることです。対象となる市税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割などです。



○症状した場合、またはその疑いがある場合に備え、隔離専用スペースの確保にも努めます。また、地方創生臨時交付金を活用し、飛沫感染防止対策、プライバシーの確保を目的として、家族用のテントやパーティションの購入なども検討しています。



パーティション (イメージ)